よこはま 横浜市消費生活総合センター

くらしの情報 320号

2010（平成22）年 3月発行〔隔月発行〕

今月号のもくじ

1,2p ・短時間で手軽に調理！電子レンジ用調理器具を使ってみました
3P ・消費生活相談コーナー
「賃貸マンション退去時に高額な原状回復費用を請求された」
・くらしのキーワード
「太陽光サーチャージ」
・テスト室だより
「ヘナを配合した染毛剤でかぶれてしまった」
4P ・お知らせ

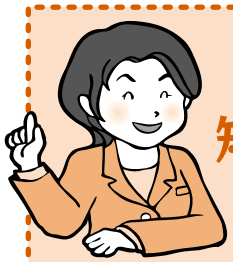

ー消費者団体等との共同商品テスト結果ー

短時間で手軽に調理！
電子レンジ用調理器具を使ってみました

「鍋や火を使わず、光熱費や水道代を節約できる」「短時間で簡単に調理ができる」として、電子レンジ用調理器具を使った調理が注目され、様々な商品が販売されています。

一方で、「電子レンジ用ゆで卵調理器具を使ったところ、卵が破裂して電子レンジが壊れた」等の事故もあることから、電子レンジ用調理器具を使用する際は、取扱説明書の表示どおりに正しく使用することが大切だと言われています。

そこで今回は、横浜市消費者団体連絡会、鶴見区・泉区・港南区・港北区・瀬谷区・保土ケ谷区の消費生活推進員のみなさんにご協力いただき、スーパーや百貨店等で販売されている電子レンジ用調理器具を購入し、取扱説明書の有無等を確認しました。表示どおりに使用してみた結果等は、購入する際の参考にしてみてください。

比較した商品

No.	名　称	価 格
①	レンジでパスタ	498円
②	電子レンジで簡単パスタ	105円
③	レンジでらーめん	698円
④	レンジごはん炊き一合	2,415円
⑤	ご飯一合炊き	105円
⑥	レンジでエッグコンポ	1,280円
⑦	レンジであつあつオムレツ	380円
⑧	レンジでめだま焼き	105円
⑨	ふしぎなお皿	3,675円
⑩	チン!してこんがり魚焼きパック	268円
⑪	スチームケース	5,250円
⑫	レンジでつくる温野菜	420円
⑬	レンジDEグルメ三昧	980円
⑭	チン!してチップス	1,000円
⑮	レンジでアップル　レンジプロ	1,050円

◆テスト対象品の一部

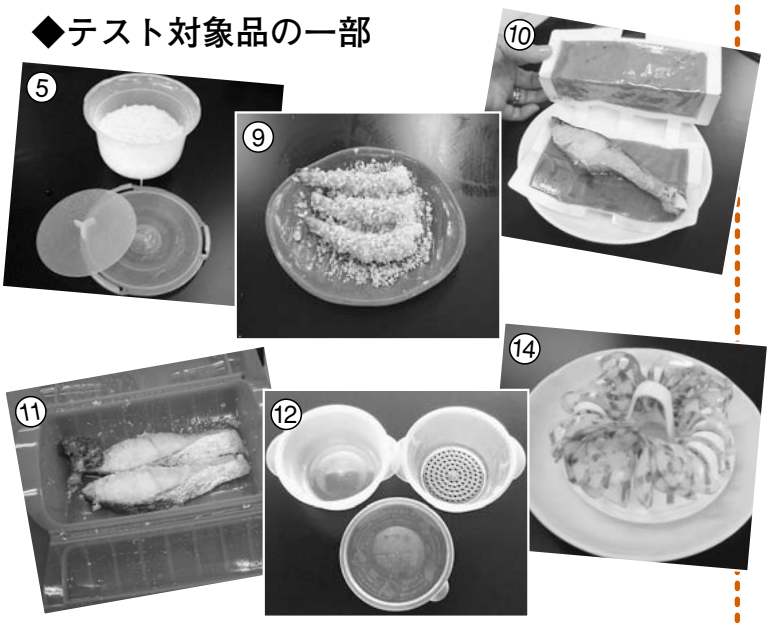

電子レンジで「焼き料理」ができる商品も

⑨⑩は電子レンジでは難しいと言われている「焼き料理」ができる商品です。

⑨では、添付されていたレシピをもとに、エビにパン粉とサラダ油を混ぜた衣を付けて加熱する料理を作ってみました。サクサク感はないものの、表面がこんがりとキツネ色になりました。レシピどおりに肉も加熱してみましたが、焼き目は付かず、蒸し料理のようになりました。

⑩でサケの切り身を使って調理してみたところ、きれいに焦げ目のついた焼き魚を作ることができました。

価格差で出来上がりに差はある？

①と②はいずれもパスタ専用調理器具です。価格差は4倍ありますが、パスタのゆで上がりにほとんど差は見られませんでした。④と⑤のごはん炊き用調理器具も価格差がありますが、炊き上がりはほぼ同様でした。

電子レンジ用調理器具でないと、調理できない？

蒸したり、ゆでたりするものは、家庭にある陶磁器や耐熱性のガラス器などにラップ等をして作っても同じように調理することができました。

ただし、貫入（ひび）や金銀模様のある陶磁器は、火花が出たりひび割れを起こすので使用できません。

また、卵やウィンナー、たらこ等のように殻や皮のあるものは、加熱することにより内部の圧力が高まり破裂するため、電子レンジによる加熱には向いていません。ご注意ください。

電子レンジでは使用が禁止されている金属が使用されているものも

⑥⑩は容器の内側に金属（アルミニウム）が使用されていました。金属は電波を通さない性質があり、電波が当たると火花が飛び散る危険性もあるため、電子レンジ調理で使用する際は、より注意が必要です。

独立行政法人国民生活センターには、⑥と同様品による卵の破裂事故が報告されていますが、今回、表示どおりに使用したところ卵が破裂することはありませんでした。しかし、“固ゆで”の表示どおりに調理しても、“半熟”になることがあり、消費者の判断で加熱時間を長くしたり、電子レンジの出力数を上げる可能性が考えられます。破裂事故は、表示された時間や出力数を増やした際に起こりやすいことから、表示をよく確認して使用するようにしましょう。

＝消費者へのアドバイス＝

加熱し過ぎに注意しましょう

●耐熱温度は、電子レンジと電子レンジ用調理器具の両方を確認しましょう

テストで使用した電子レンジの取扱説明書によると、使用できるプラスチック製容器の耐熱温度は140℃以上となっていましたが、テストした商品の中には、耐熱温度が100℃のものや、120℃のものがありました。

耐熱温度の低い容器で連続加熱や長時間加熱をすると容器が溶けたり、変形する可能性があります。また、油分が多い食材や水分の少ない食材は、加熱のしすぎで発火・発煙のおそれがあるので十分注意してください。

●自動モードではなく、必ず手動で！

電子レンジの自動モードで加熱した場合、思わぬ事故につながる可能性があります。取扱説明書等には、食品の重量に対して最適な加熱時間・出力数等が書かれています。これらを確認し、注意事項を守って、必ず手動で行いましょう。

取扱説明書は必ず保管しましょう

●取扱説明書のないものが約半数

使用方法と注意喚起の表示については、ほとんどすべての商品で包材（箱や外袋）に記載されていました。取扱説明書が別に添付されていたのは、15品中8品でした。使用方法が本体にも記載されていたのは5品です。

⑦⑧はすべての情報が包材に書かれており、取扱説明書もないため、包材を捨ててしまうと、使用方法や取扱注意事項がわからなくなる可能性があります。

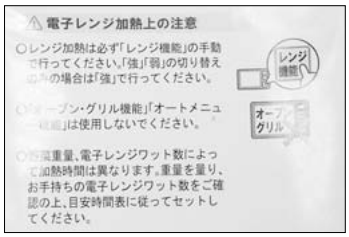

包材に書かれている注意喚起

今回使用した電子レンジ用調理器具は、少人数分の調理が短時間で手軽にでき、おおむね好評でした。しかし、電子レンジは便利な家電製品である反面、使い方によっては事故につながる危険性もあります。

電子レンジの仕組みや特性を考えながら、電子レンジと電子レンジ用調理器具の両方の取扱説明書等に書かれている注意表示をよく確認し、使用方法を守って調理するようにしましょう。表示が本体に書かれていないものは、包材や取扱説明書を保管し、使用するたびに確認できるようにしましょう。

消費生活相談コーナー

「賃貸マンション退去時に高額な原状回復費用を請求された」

12年間借りていたマンションを退去した。敷金は15万円だったが、原状回復費用（壁のクロスやふすまの張り替え、畳替え、ハウスクリーニング代等）として13万円を差し引かれ2万円しか返金されない。業者立会いのもと、修繕箇所を確認したときは何も指摘されなかった。夫婦二人暮らしできれいに使っていたのに納得できない。（40代　男性）

トラブルを回避するには、入居時・退去時、それぞれに注意を。

対　応　国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（以下、ガイドラインという）」では、法律のような強制力はありませんが、原状回復の費用負担のあり方について、妥当と考えられる一般的な基準を示しています。ガイドラインによると、特に破損等がないにも関わらず壁のクロスや畳替え等をするのは、次の入居者を確保するためのグレードアップであると考え、費用は貸し主負担だとしています。相談者には、修理明細をもとにガイドラインに基づいて貸し主と交渉してみるように助言しました。

アドバイス　ガイドラインによると、原状回復とは借りた当時のままの状態に戻すことではなく、いわゆる経年変化、通常の使用による損耗等の修繕費用は賃料に含まれるものであるとしています。しかし中には、退去時のリフォーム代等を借り主が負担する特約を設けていることがあります。トラブルを避けるためには、契約する前に、重要事項説明書や契約書に、不利な条項や特約がないかをよく確認することが大切です。一方的に不利な条項がある場合は、ガイドラインを参考にしながら話し合い、納得した上で契約するようにしましょう。

既に契約をしている場合は、現在の契約内容が有効なものと考えられますが、合意がなく消費者に一方的に不利な特約は、裁判で無効であるとの判決もあります。退去時の原状回復費用に納得できない場合は、修理明細をもとに、ガイドラインを参考にしながら貸し主と話し合いましょう。

■「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」はインターネットで確認することができます。
国土交通省　http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifukugaido.pdf

くらしのキーワード　太陽光サーチャージ

太陽光発電普及のための制度として、平成21年11月から「太陽光発電の新たな買取制度」がスタートしました。

この制度は、太陽光発電によって発電した電力のうち、余った電力を電力会社が買い取り、買い取るためにかかった費用を、電気を利用する人全員で負担する制度です。

太陽光サーチャージ（太陽光発電促進付加金）は、この負担分のことをいいます。通常の電気料金に加えて、標準的な一般家庭には、1か月あたり数十円が上乗せされることになります。※なお、前年の1月から12月までの買取費用に応じて当年度（4月～3月）の負担額が決まるため、一般家庭における実質的な費用負担は平成23年4月からとなる見込みです。

テスト室だより

Q．ヘナ（ミソハギ科の低木）を配合した染毛剤でかぶれてしまった。

A．一般的な多くのヘアカラー、ヘアダイ、白髪染めなどの染毛剤には、アレルギーやかぶれの原因となる酸化染料が使われています。そのため、天然や安全をうたったヘナのような植物染料を使った染毛剤が安心と思われていますが、平成18年に国民生活センターが実施したテストによると、過去に酸化染料を使った染毛剤でかぶれた経験がある人は、酸化染料を含まないヘナ製品でもかぶれ等の症状が出やすいことがわかりました。また、ヘナ製品の中には、アレルギーの原因となる染料を含んだものもあるので注意が必要です。

かぶれ等を防ぐためには、使用する前に、使用上の注意・使用方法をよく読み、必ず毎回パッチテストを行いましょう。

物価に関するお問合せは
◎ 県物価ダイヤル消費生活課 045(210)3865　◎ 消費者庁消費者情報ダイヤル 03(3507)9999
◎ 総務省統計局 消費者物価指数 http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm

センターからのお知らせ

消費生活教室

	開催日	テーマ	講師	定員
①	3月26日(金)	**高齢者介護と介護施設の現状** ～超高齢社会　その日のために備えて～ 参加費　無料	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域ケアプラザ分科会　前会長 栗林　正彦	66名
②	4月24日(土)	**携帯電話やインターネットの落とし穴** ～サイト・メール・広告に潜む　素顔なき悪意にご注意!～ 参加費　無料	特定非営利活動法人 NPO情報セキュリティフォーラム 理事・事務局長 植田　威	66名

【時間】13:30～15:30(開場・受付／13:00～)【会場】横浜市消費生活総合センター5階　会議室3
①先着順受付中　②3月11日(木)9:00～(先着順受付)

■**共通申込方法**・TELまたはFAXで　　・対象:横浜市内在住・在勤・在学の方
*FAXの場合は、(1)テーマ(2)お名前(3)居住区名(4)電話番号(5)FAX番号をご記入のうえ、下記まで。
なお定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡をいたします。
●**問合せ・申込み先**「消費生活教室」担当　　TEL　845―7722　FAX　845―7720
ご記入いただいた個人情報は、この講座の目的以外には一切使用しません。

悪質商法被害防止街頭キャンペーン

悪質商法の被害未然防止を広く訴えるため、市内の消費者団体や消費生活推進員と協働でキャンペーンを実施します。

「消費生活相談コーナー」「製品事故の現物展示・解説」など

【日時】3月12日(金)　12:00～15:30
【場所】新都市プラザ
(横浜駅東口そごう地下2階
正面入口前広場)
【主催】横浜市消費生活総合センター
【協力】(独)製品評価技術基盤機構
(独)農林水産消費安全技術センター
【問合せ】TEL 845―7722

正しい計量啓発キャンペーンも同時開催

はかりを使った「重さ当てクイズ」等を行います。
【主催】財団法人横浜市消費者協会
【後援】横浜市経済観光局

架空請求、キャッチセールス…困ったときは電話して!

映画館で当センターの映像広告を放映します

悪質商法の被害の未然防止と早期解決に向けて、映画本編の前に横浜市消費生活総合センターのシネアド(シネマ・アドバタイジング／映画館で予告編前に流す映像広告)を放映します。

CM映像及び窓口で配布するチラシの製作には、学校法人岩崎学園横浜デジタルアーツ専門学校の学生のみなさんにご協力いただきました。

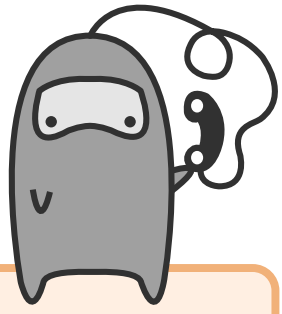

シネアド放映期間及び、上映劇場は次のとおりです。

【上映劇場】
ワーナー・マイカル・シネマズみなとみらい
(横浜ワールドポーターズ5F)
●みなとみらい線「みなとみらい駅」「馬車道駅」　徒歩約5分
●JR・市営地下鉄「桜木町駅」　徒歩約10分
●JR関内駅北口、市営地下鉄「関内駅」　徒歩約15分
【映画本編】「ライアーゲーム」ほか全スクリーン作品
【上映期間】3月6日(土)～26日(金)

横浜市消費生活総合センターホームページ　http://www.yokohama-consumer.or.jp
センターホームページ／モバイル(携帯)版　http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html
モバイル版ホームページにアクセスできます。⇒⇒⇒

発行　横浜市消費生活総合センター
平成22年3月5日発行　●くらしの情報は奇数月の5日発行
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1－6－1ゆめおおおかオフィスタワー4階・5階
TEL.045―845―5640　FAX.045―845―7720
作成：財団法人横浜市消費者協会(指定管理者)

環境行動都市へ向けハマっ子が行動します! ヨコハマはG30